白岡市

(更新年月: R6.2)

限定特定行政庁の設置(H24.4.1)

NET NE						
	①建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号の建築物					
市の対象建築物等 について 令第148条第1項に定 める事務	②建築基準法施工例第 138 条の工作物のうち以下のもの					
	(いずれも①の建築物以外の建築物の敷地内に築造するものを除く)					
	・高さが 6m を超え 10m 以下の煙突					
	・高さが 4m を超え 10m 以下の広告塔、広告板、装飾等、記念塔その他これらに類するもの					
	・高さが 2m を超え 3m 以下の擁壁					
	※その他は、 <u>埼玉県越谷建築安全センター</u> (Tel:048-964-5260) へお問い合わせください。					
建築基準法に基づく条例等	①埼玉県建築基準法施行条例					
	②埼玉県建築基準法施行細則					
	③埼玉県建築基準法施行規則					
	30cm					
積雪荷重	ただし、H12 建設省告示 1455 号第 2 の式(*)により算出した数値が 30cm を超える場合は、					
(垂直積雪量)	当該数値					
	*垂直積雪量(m)=0.0005×標高(m)+0.28					
地表面粗度区分	Ⅲ (H12 建設省告示 1454 号第 1)					
基準風速(V ₀)	32m/s (H12 建設省告示 1454 号第 2)					
法 22 条の指定区域	市街化区域全域(防火地域・準防火地域を除く) ※白岡市都市計画図ホームページリンク					
県が指定した浄化槽法	创埼玉県浄化槽協会					
定検査機関	〒360-0841 熊谷新堀 915 番地 10 Tel:048-533-4700					
	市街化区域だけではなく、新築・増築を問わず、市街化調整区域に日影を落とす場合も、日影					
日影規制の 注意点	規制がかかります。					
	必ず周辺(市外含む)の市街化調整区域の容積率を確認してください。					
	(別添、形態規制一覧参照)					
	日影規制における測定戦の設定方法について(法第 56 条の 2)					
	閉鎖方式、発散方式のどちらでも構いません。					
	ただし併用することはできません。					
	日影図作成の際の真北について(法第 56 条の 2)					
	現地で測定してください。					
凍結深度について	 凍結深度の算出方法等については、設定しておりません。					
(H12 年建告 1347 号)	が個が及っ発出月14寸については、以及してもりませた。					
角敷地等の指定						
について	埼玉県建築基準法施行細則(第 11 条)					
(法第 53 条第 3 項第 2						
号の規定による敷地)						

高度地域	市内全域指定なし					
建築事業報告書の提出						
を要する中高層建築物	埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱に規定					
建築基準法第 69 条に基づく建築協定区域	地区整備計画区域 条例で定めている主な事項		条例有無			
	テクノパーク白岡地区	建築物の用途・容積率・建蔽率		有		
	白岡物流センター地区	建築物の用途・敷地面積		有		
	宮山団地地区	建築物の用途・容積率・建蔽率・敷地面積・高		有		
	白岡西部産業団地地区	建築物の用途・敷地面積・壁面の位置・高さ・ 緑化率		有		
	白岡ニュータウン地区	建築物の用途・敷地面積・壁面の位置・形態又 は意匠		有		
	野牛・高岩地区	建築物の用途・敷地面積・壁面の位置・形態又 は意匠		有		
	白岡駅東部中央地区			無		
	※地区計画ホームページ・	<u> 〜リンク</u>				
各種届出	種類	対象	時期			
	防災計画*1	高さが 31m を超える建築物等	確認申請の前まで			
	建築物環境配慮制度*2	床面積が 2,000m²以上の建築物	工事着工の 21 日前まで			
	福祉のまちづくり条例*3	特定生活関連施設	工事着工の30日前まで			
	建設リサイクル法*5	解体工事で床面積が80m ² 以上、 新築・増築等で床面積500m ² 以 上等	工事着工の7日前まで			
	長期優良住宅*4	認定を希望する場合	工事着工前まで	\$		
	低炭素住宅*6	認定を希望する場合	工事着工前まで	5		
	建築物省エネ法*4	認定を希望する場合	工事着工の 21	日前まで		
	届出先 *1→埼玉県建築安全課					
	*2→埼玉県越谷建築安全センター					
	*3→市経由(受付)埼玉県越谷建築安全センター					
	*4→法第6条第1項第1号から3号の建築物は <mark>埼玉県越谷建築安全センター</mark>					
	*5→法第6条第1項第1号から3号の建築物又は工作物は					
	埼玉県越谷建築安全センター杉戸駐在					
	*6→法第 6 条第 1 項第 1 号から 3 号の建築物又は工作物は <mark>埼玉県建築安全課</mark>					
その他の事項	消防法のお問い合わせは白岡消防署(Tel:0480-92-1800)					

注) ここに記載されている内容は概要です。

詳細は白岡市都市整備部建築課までお問い合せください。